

ADL 維持向上等体制加算の施設基準の見直し等

骨子【Ⅱ－3(3)】

第1 基本的な考え方

ADL 維持向上等体制加算にかかる現行の評価、施設基準を一部見直し、急性期における早期からのリハビリテーションの実施を促すとともに、質や密度の高い介入を行っていると思われる病棟の評価を充実させる。

第2 具体的な内容

1. ADL 維持向上等体制加算を増点し、内容を充実する。

現 行	改定案
<p>【一般病棟入院基本料】注12 ADL 維持向上等体制加算</p> <p>※ 特定機能病院入院基本料、専門病院入院基本料のADL 維持向上等体制加算についても同様</p> <p style="text-align: right;">25 点</p> <p>[算定要件]</p> <p>① ア) ～カ) 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>【一般病棟入院基本料】注12 ADL 維持向上等体制加算</p> <p>※ 特定機能病院入院基本料、専門病院入院基本料のADL 維持向上等体制加算についても同様</p> <p style="text-align: right;">80 点</p> <p>[算定要件]</p> <p>① ア) ～カ) 略</p> <p><u>キ) 自宅等、想定される退棟先の環境を把握し、退棟後に起こりうるリスクについて、多職種のカンファレンスで共有していること。</u></p> <p><u>ク) 必要に応じて他の職種と共同し、機能予後について患者がどのように理解しているかを把握し、多職種のカンファレンスで共有</u></p>

<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>していること。</u></p> <p><u>ケ) 必要に応じて他の職種と共同し、患者が再び実現したいと願っている活動、参加について、その優先順位と共に把握し、多職種のカンファレンスで共有していること。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>② 専従又は専任者を含む5名以下の常勤理学療法士等を定めた上、当該者のいずれかが当該病棟で実際に6時間以上勤務した日に限り算定できる。</u></p>
<p>[施設基準]</p> <p>当該病棟に、専従の常勤理学療法士、常勤作業療法士又は常勤言語聴覚士(以下「理学療法士等」という。)が1名以上配置されていること。</p>	<p>[施設基準]</p> <p>当該病棟に、専従の常勤理学療法士、常勤作業療法士又は常勤言語聴覚士(以下「理学療法士等」という。)が<u>2名以上又は専従の常勤理学療法士等1名と専任の常勤理学療法士等が1名以上配置されていること。</u></p>